

令和6年度 豊丘村農業総合振興事業計画について

令和6年度の計画を次のように定めました。

内容を充分ご確認ください、農業経営にご活用ください。

なお、交付日から3年以内の農業経営が確認できない場合は、全額返還が必要です。

豊丘村農業総合振興事業

総額 23,000 千円

【畜産、果樹関係の補助】

① 環境保全対策事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
(1) 畜産環境 整備対策 事業	◎パルトリン乳剤 1/3 補助 ◎ソラゾ 10%液 1/3 補助 (他の薬品等については効果を調査し検討します。) ◎豚熱ワクチン接種補助 1/2 補助	畜舎一斉消毒により害虫 (ハエ、カ)の発生を防止 し環境整備を図る。 豚熱まん延防止のための、 ワクチン接種に対する 補助
(2) 土づくり 推進事業	◎完熟 1/3 補助 ◎袋詰@ 1 袋/100 円補助 (村内産堆肥の村内消費を目的にしています。) ◎生産性向上の為に土壌検査手数料を定額 1,000 円補助 ※A セットは除く	土づくりのための堆肥購 入を補助し有機的栽培を 図る。 10a当り2t 11,000 円 程度を基準に散布を推進 する。
(3) 臭気抑制 対策事業	◎臭気抑制対策に要する資材購入経費の 1/3 補助 ゼオライト 1k ビオリー-Eス 10k ソフトシリカ 1k バイオ酵素 NB90 (20 kg) アウトバーン	畜産の臭気抑制対策を図 る。 対象資材等詳細につい ては JA の奨励資材に準 ずる。 (他の薬品等については 効果を調査し検討しま す。)
(4) 環境保全 型農業支 援事業	◎国が実施する環境保全型農業直接支払交付金制度の内容に準 じた有機農業への取組みに対して補助する。	支援対象者の要件、支援対 象となる取組みの範囲が、 国の制度とは若干異なり ます。

② 果樹産地振興対策事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
果樹産地 振興対策 事業	◎苗木購入補助（農家個々の申請） （品目毎 10 本以上の拡大・変更・更新等の購入者を対象） 苗木の品目問わず、一律 1/2 補助	果樹栽培産地維持のため果樹苗木の購入に補助を行う。 但し、1 農家 10 万円を上限とする。 ・ぶどうは 5 本から対象
	◎果樹共済掛金の 30% を補助 共済掛金 3/10 補助	
	◎凍霜害を防ぐための資材購入に要する経費の 1/3 補助 霜ガード 1/3 補助 （1 袋 6 ㎡ 20 a 分 50 袋 10ha 分） デュアルム 1/3 補助 （6 本入り 10 箱 20 a 分 100 箱 1ha 分）	凍霜害の最小化対策 霜ガード…降霜前に果樹園に散布、効果 3 日間、降雨により効果減 デュアルム…燃焼剤
	◎養蜂農家育成助成金 蜜蜂フソ病法定検査料補助	
	◎受粉用蜜蜂使用補助 1 群 定額 3,000 円補助	
	◎桃せん孔細菌病対策に係る防風ネット補助 （10a 以上 1 農家上限額 10 万円）	

【住民が組織する団体等への補助】 ※審査会あり

③ げんき農業支援事業

事業の 目的	農業の振興を図るため、住民が組織する団体等が、農業の活性化を進めるために要する経費に対し、補助金を交付する。
-----------	--

◎通常補助枠

◎新規就農者枠

☆補助対象者等

- 対象者
- ・村内に住所を有する者で原則として3人以上で組織するグループ（※事業費が100万円以上の場合は、認定農業者が1名以上含まれるグループであること。）
 - ・認定新規就農者（1者でも申請可）
 - ・村内に事業所がある農業法人（1者でも申請可）
 - ・鳥獣虫害対策に係る事業を実施する認定農業者（1者でも申請可）
 - ・村内で組織する団体及び地域

補助対象区域等

- ・村内に所在する農地及び農地を利用した農業用施設等

☆補助率等

事業の内容により、事業費の1/10から8/10

事業内容等により補助限度額があります（耐用年数が確認できれば中古機器も対象可）

補助限度額（1事業）

- | | | | |
|--------------------------------------|-------|------------|-------|
| ・全村に及ぶ組織 | 100万円 | 地域・グループ組織 | 50万円 |
| ・防除組織（SS導入） | 100万円 | 農業用機械の共同購入 | 1/3以内 |
| ・同一組織での別申請は3年後から受付 同一組織での再申請は5年後から受付 | | | |
- ただし、「集落営農組織設立支援事業」に該当する組織が、計画的に機械・施設を導入する場合にあっては、毎年度申請できるものとする。
- ・認定新規就農者は、100万円
 - ・鳥獣虫害対策に係る事業補助は、事業費30万円以上、補助率1/2、上限50万円（消耗品は除く）

☆審査の基準

- ・戦略的及びモデル的な事業
- ・緊急性が高く、今年度を実施することが望ましい事業
- ・国庫補助、県費補助等他の助成事業がまったく利用できない事業

☆補助の事例

地域ぐるみで集落等の遊休地を解消するための経費
 新事業の導入目的で実施する研究及び視察経費
 新事業の展開や新品種を導入する経費 など

【集落営農組織、法人化への補助】

④ 集落営農組織設立支援事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
集落営農組織設立支援事業	◎集落営農組織の設立の支援 協定農地面積に応じて支援額を算定する。 （1ha 当り 5 万円、上限額 50 万円）	規約があること。 協定農地の耕作が確実に 行われること。 協定農地内に認定農業者が 2 名以上含まれる組織であ ること。

⑤ 農業法人化支援事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農業法人化支援事業	◎農業法人化のための経費を補助（1 件 500 千円）	国庫補助を受けられない法人を対象

【農地整備関係の補助】

⑥ 農地リフレッシュ助成金事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農地再生事業	◎遊休農地を借入耕作するために必要な経費を補助 （農業委員会の調査で遊休農地と判定された農地） 10a 当り 上限 100 千円補助 ◎放置すれば遊休農地になりうる農地を借入耕作するために 必要な経費を補助 10a 当り 上限 50 千円補助	認定農業者、人農地プラン中心経営体、認定新規就農者（就農準備資金の交付を受けている者を含む）、村内に住所を置く農業法人であること。 抜根、施設撤去、施設整備等 面積が 20a 以上となる場合は、他事業との調整を図るものとする。

⑦ 農地環境整備事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農地環境整備事業	◎周辺山林等の成長による優良農地の遊休農地化を防ぐため、支障木の伐採経費の 1/2 を補助する。（上限 300 千円） （ただし、申請人所有の支障木は対象としない。）	支障を受けている農地が 10a 以上であること。 業者の伐採事業であること。 伐採経費には伐採木の補償は含まない。

【認定農業者、認定新規就農者、認定農業後継者への補助】

⑧ 認定農業者確保・経営支援事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
認定農業者確保・経営支援事業	◎機械・施設の導入に係る経費を補助 ①認定農業者、または認定新規就農者 事業費の 1/2 補助（補助上限額 50 万円） ②販売農家（経営耕地面積 30 a 以上または農産物販売金額 500 千円以上） 事業費の 1/4 補助（補助上限額 10 万円）	補助対象事業費は ①は 30 万円以上 ②は 20 万円以上 年度内 1 回限り。 軽トラ等の汎用性が高い車両は除く。

⑨ 農業後継者支援事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
農業後継者支援事業	◎就農支援金 認定された農業後継者に、600,000 円を支給する。 （就農した年から 3 年経過時に支給） ◎育成支援金 認定された農業後継者が、新たな営農活動に必要な設備費等の 1/2 を補助する。	農業委員会で認定された農業後継者であること。 補助上限額 80 万円 就農後、3 年間の内に 1 回

⑩ 担い手支援事業（認定農業者限定）

◎認定農業者が借りた場合（全ての借入契約が対象） 農用地利用集積計画に基づいて、新規又は更新する 5 年以上の契約に対して、耕作経費への支援金として支給する。 なお、農地中間管理事業による貸借も対象とし、10 年契約の場合、5 年経過時点でも支援金の支給対象とする。 借入農地面積 10a 当り 田 畑 10,000 円

【新たに専業農家になれる方への補助】

⑪ 新規就農者支援事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
新規就農者支援事業	◎里親研修支援金 里親受入農家支援金 ◎就農支援金 ※青年等就農計画を提出し、認定新規就農者に認定された方に限る。 ◎住宅支援金 ※青年等就農計画を提出し、認定新規就農者に認定された方に限る。	・3 ヶ月後 100,000 円支給 ・受入農家へ研修期間終了時交付 ・就農時に 200,000 円支給 ・家賃から 25,000 円を控除した額を月額 10,000 円を上限に補助する。（最長 2 年）

【その他の補助】

⑫ 園芸特産振興事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
野菜経営 安定化対 策補助	◎野菜価格安定基金積立金の30%を補助 ◎直売等出荷野菜生産施設設置補助 1/2 補助 （上限 300 千円） 内張り加算上限額 50,000 円	パイプハウス設置補助 （冬場の野菜等の生産目的）

⑬ チャレンジ農業者資金利子補給事業

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
無利子資 金事業	◎意欲ある農業者が、新たな農業経営に挑戦するために必要な経費に充てる資金の利子補給を行う。 （上限 5,000 千円 最大 10 年貸付け 3 年据え置き）	村・農協が 1/2 ずつ負担 3.0%以内の資金を貸し付 け 保証料は対象外 （※H30 より年齢要件は 廃止）

⑭ 収入保険 保険料補助

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
収入保険 保険料補 助	◎収入保険の保険料（掛捨て部分）の 30%を補助	保険料（掛捨て部分）の 30% を補助

⑮ 農業講習会等の受講補助

事業名	事業費（積算内訳）	事業の内容・要件等
講習会等 受講補助	◎農村生活マイスター、長野県農業士の認定講習会、年会費 の補助 ※講習会参加費用を補助（定額 20,000 円） ※入会費、年会費を一人当たり 1/2 補助 ◎有機農業等に係る講習会への参加費補助 ◎南信州農業農村支援センターと JA みなみ信州が 共同で実施する「帰農塾」の受講費用を助成 ◎環境保全型農業等の認証に係る取得補助	長野、松本で開催される講習 会参加費や年会費等の補助 受講の修了証（写し）を提出 する。 認定証等の写しを提出する